

東日本大震災からの復旧・復興に関する重点提言

東日本大震災のすみやかな復旧・復興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 東日本大震災復興交付金について、被災地の実情に十分配慮し、被災自治体が提案する復興に必要な事業を基幹事業に追加するなど柔軟に対応できる真に自由度の高いものとする。また、計画作成等申請手続きのより一層の簡素化、効率化を行い、被災自治体が提案した交付事業計画を早期に幅広く採択すること。さらに、被災規模が甚大な市町村について5年間となっている事業期間を延伸するなど、弾力的な制度運用を行うとともに、復旧・復興完了まで適切な財源を確実に確保すること。
- (2) 復興特区制度に基づく各種規制緩和・税制の特例等について、対象範囲や要件を被災地でもことさら「面的に著しい被害を受けた地域」等に限定することなく、弾力的・柔軟に運用すること。
- (3) 災害救助のために自衛隊が駐屯地とした公園等の原状復旧費用や、遺体捜索に伴う納骨堂の設置及び維持管理に係る費用について、災害救助費の対象として認めること。また、継続して実施する行方不明者の捜索等を配慮し、災害救助費の適用期間を延長すること。
- (4) 復旧・復興事業及び緊急防災・減災事業に係る財政需要については、地方単独事業分も含め的確に地方財政計画（東日本大震災分）に反映させ、必要な財源を確保すること。
- (5) 東日本大震災以降、防災に係る財政需要額が増加していることから、都市自治体が円滑に事業を実施できるよう、地方単独事業分を含め、緊急防災・減災事業に必要な地方債資金を確保するとともに、適切な財政措置を講じること。
- (6) 東日本大震災の被災者に対する地方税等の減免措置による減収額については、必要かつ十分な財政支援措置を講じること。
- (7) 東日本大震災に伴う上下水道事業・ガス事業の減収分に対して、必要かつ十分な財政支援を講じること。
- (8) 被災自治体において巨額の予算執行に取り組むための人的体制が確保できない状況や技術職が不足している現状に鑑み、全国規模での職員派遣が柔軟に行

える制度を構築すること。また、復興事業における民間事業者の積極的な活用を推進すること。

- (9) 東日本大震災の被災地において、今後、災害公営住宅の建設をはじめ大量の復旧・復興工事を円滑に進めるために、労務者や工事資材の不足に伴う工事価格の増嵩、契約締結後の物価変動に伴う請負代金額の増額変更に対し、必要かつ十分な財政支援を講じること。
- (10) 東日本大震災により被災した市営住宅の再建事業に必要な住宅施設災害復旧事業費補助について、入居者の移転や被災建物の解体及び建設に時間を要することから、当該事業の実施期間に即して財源（補助）が確保できるよう必要な措置を講じること。
- (11) 東日本大震災特別家賃低減事業期間は、災害公営住宅等の管理開始後 10 年とされているが、被災した低所得者が 10 年後から支払う家賃が増えることは大きな負担であることから、事業期間を延長すること。また、5 年後から地方公共団体の負担割合が増えるとされているが、5 年以降も負担割合を据え置くこと。
- (12) 過疎対策事業債の対象となる市町村計画にかかる事業について震災の影響により新たな地域課題が生じていることを鑑み、過疎地域の指定（みなし過疎含む）を受けている合併市における過疎対策事業債の発行期間をさらに延長する措置を講じること。
- (13) 災害援護資金貸付について、今後の償還において被災者が返済困難となった場合には、市町村の財政を圧迫しないよう必要な支援措置を講じること。
- (14) 地方公営企業で行う復興事業については地方負担が生じていることから、他の一般会計事業同様に地方負担分について全額復興特別交付税により財源措置をすること。
- (15) 東日本大震災の復旧・復興にかかる財源は、国の責務として、全額国が措置すること。

2. 被災者の生活再建支援について

- (1) 避難者が安心して避難先での生活を送れるよう、避難者の現状及びニーズを把握するとともに、国・都道府県・市町村の役割分担と責任を明確にし、被災県などと連携を取りながら、被災者への適切な措置を講じること。

- (2) 避難が長期化している被災者への十分な支援を継続するため、自治体が設置した避難者向け支援施設等の整備・運営や健康管理等の避難者支援に係る経費について、受入市町村への十分な財政措置を講じるとともに、支援の長期化を見据えた制度設計を図ること。
- (3) 被災者が都道府県の区域を越えて行う広域的な避難に対し、国の主体的な役割と対応を明確にするとともに、都市自治体が被災地への様々な支援に取り組むことができるよう、必要な措置を講じること。
- (4) 災害援護資金の貸付要件について、住家の全壊・半壊の場合に、家財分も併用して借入できるようにすること。なお、家財被害のみの貸付要件については、緊急性が薄れており、期間経過後の判定の困難な案件が多くなっていることから、申請期限の短縮についての検討を行うこと。
- (5) 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅（「みなし仮設」）について、原則2年としている入居期間を1年間延長する方針を決定したが、防災集団移転促進事業等の状況に応じた複数年の期間延長を認めるとともに、事務の簡素化に配慮した上で、必要かつ十分な財政措置を講ずること。
- (6) 被災者生活再建支援制度について、津波により住家全体が流失した世帯は住家被害が甚大であり、特段の支援が必要であることから、制度の拡充を図ること。
- (7) 被災生徒に係る公立高等学校の入学金及び入学者選抜手数料の免除について、所要の財政措置を講じること。
- (8) 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用した就学援助費による通学補助制度について、学校の移転整備が完了するまでの間、支援を継続すること。
- (9) がけ地近接等危険住宅移転事業の移転対象者が、事業実施以前に先行して行った移転についても、遡及して制度を活用するなど柔軟な措置を講じること。
- (10) 防災集団移転促進事業の充実
 - ① 移転対象者が、事業実施以前に先行して行った移転についても、遡及して制度を活用するなどの柔軟な措置を講じること。
 - ② 買取り要件や平均敷地面積上限、公共施設整備の国庫補助対象経費の上限等について、被災地の実情に合った制度に緩和するとともに、移転先の土地が円滑に取得できるよう土地所有者に対する税の負担軽減策を講じること。

- ③ 国土調査実施済みの地区について、公簿面積での買取りを認めるなど、柔軟な措置を講じること。
 - ④ 対象地区外の被災者に対し、自治体が独自に行う支援事業について財政措置を講じること。
- (11) 住宅地や工場・工務地が分散立地した全被災地域の早期復興を図るため、津波復興拠点整備事業の面積上限の拡大や補助要件などの弾力的な運用を図ること。
- また、嵩上げ事業決定前に先行して行った工事については遡及して事業の対象とするなどの柔軟な措置を講じること。
- (12) 被災した事業者及び当該事業者と取引のあった事業者の資金繰りは予断を許さない状況であることから、経営の安定に支障が生じることがないように、各種融資制度の継続・拡充を図ること。
- (13) 液状化被害に対する復旧・復興及び再発抑制のため、具体的な液状化対策工法について研究・検討の推進、自治体への情報提供及び相談対応の実施などの更なる支援を行うとともに、被災地域の復旧方法に係る技術的な基準を提示すること。
- (14) 液状化被災者の支援に係る被災者生活再建支援制度について、適用自治体の世帯要件の緩和及び付帯施設等への適用対象の拡充を図ること。

3. 被災者に対する社会保障等について

- (1) 保険料や利用者負担の減免措置が被災地の被保険者の負担とならないよう、また、被災地の保険者の円滑かつ健全な制度運営が可能となるよう、国の責任において十分な財政措置を講じること。
 - (2) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度において、被災した被保険者に係る保険料（税）減免及び医療費の一部負担金免除に対する全額財政支援を国の責任において実施すること。
- また、被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- (3) 被災地における病院の新規立地について、医療計画上の病床規制を緩和すること。

- (4) 医療施設における自家発電設備の整備促進について、財政措置の充実を図ること。

4. 地域産業の復興・再生に対する支援について

- (1) 被災地域における公設地方卸売市場等の農業施設の災害復旧・復興に必要な財政支援措置を継続するとともに、使用料等を減免した場合の歳入減について交付税等の措置を講じること。

また、早期の営農再開を支援するため、農業用施設の整備及び農業用機械の導入等に必要な財政支援の一層の拡充を図ること。

- (2) 被災地域産業地区再整備事業を継続するとともに、仮設工場・店舗等の整備を促進すること。
- (3) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業について、事業年度の繰り延べを認めるとともに、必要な予算を確保する等、産業復興に支障が生じないようにすること。
- (4) 被災地域における水産業及び関連産業の復興のため、被災自治体の実情に応じた災害復旧対策の制度運用を行うとともに、財政支援の一層の拡充を図ること。
- (5) 復興産業集積区域内における税制上の特例措置について、その設立が復興推進計画の認定の日より前であっても発災の日(平成23年3月11日)以降に設立された法人であれば対象に含まれるよう、弾力的な制度の運用をすること。
- (6) 被災した観光施設等の復旧・復興を推進するため、観光地及び観光施設等に対する復興交付金制度を創設すること。
- (7) 震災・原発事故による風評被害払拭のため、広報・PRに対する支援、国内外からの観光誘客や大規模な国際会議等コンベンションの開催・誘致等幅広い施策を講じること。
- (8) 被災地の復興や、被災者の自立を支援する緊急雇用創出事業及び新しい公共支援事業を、被災地の雇用環境の改善が明確となるまで継続的に実施すること。
- (9) 被災地等の雇用創出基金に基づく各種事業を継続・拡充するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (10) 東北地方の旅客事業者への補助等の観光振興に係る支援措置を継続すること。

5. 災害廃棄物等の処理に対する支援について

(1) 災害廃棄物の広域処理について、国は安全性や処理方法等に関する説明責任を十分果たすとともに、情報公開を徹底するなど、環境整備や支援体制の充実を図ること。

また、広域処理に係る費用については、確実にその全額を国が負担すること。

さらに、災害廃棄物の受入れにより風評被害が生じた場合の賠償に係る考え方を明確にするとともに、風評被害が生じた場合はすべて賠償の対象とすること。

(2) 災害廃棄物処理事業に係る地方負担額について、平成 25 年度以降も当該年度の震災復興特別交付税による措置を継続すること。

(3) 被災地における災害廃棄物の処理能力の更なる増強を図ること。

6. 公共施設等の復旧支援について

(1) 本庁舎、総合支所・支所等行政庁舎の本復旧について、市町村行政機能応急復旧補助金と同等の国庫補助制度を創設するなど、財政的支援の強化を図ること。

(2) 消防防災施設・設備等の復旧に関し、消防防災施設・設備災害復旧費補助金及び地方交付税措置等、長期的な財政措置を講じること。また、消防防災通信基盤整備費補助金について、被災自治体の多くは災害復旧業務及び復興業務の多大な事務により事業実施の検討が不十分であることから、その実施について平成 25 年度以降も同様の財政措置を講じること。

(3) 公民館等の社会教育・コミュニティ施設の再建について、規模が大きく、基本設計・実施設計の作業に多くの時間と多額の費用を要するものについては、災害復旧完了までこれらに係る財政措置を講じること。また、これら災害復旧国庫補助については、適用期間、事務手続きについて柔軟な対応を図ること。

(4) 再建まで数年を要する社会福祉施設への災害復旧費補助については、再建完了まで確実に支援を継続すること。

(5) 建築基準法の災害危険区域の指定により、居住が困難となる土地について、自治体がい取りの際の財政措置を講じること。

(6) 東日本大震災を踏まえた防災情報を地域、世代を超えて共有・伝承する為の拠点施設を被災地に設置すること。

(7) 特定鉱害復旧事業について、国が許可しない亜炭採掘にかかる全鉱区並びに効用阻害がないとされる山林、原野、雑種地にも認定を拡大し、国土の保全を

図ること。

- (8) 震災復旧における指定以外の文化財の修復について、十分な財政支援措置を講じること。
- (9) 公立学校施設の高台移転について、用地取得や造成に要する費用に対する支援制度の柔軟な運用を図るとともに、事業の長期化を見据え、必要な財源を確保すること。
- (10) BOT方式を採用したPFI事業により整備した学校給食センターや社会教育施設等の災害復旧については、建物の所有権移転前に財政措置を講じること。
- (11) 水道事業における災害対策の充実強化を図るため、自家発電装置の設置、応急給水用機材の整備、水道管補修材料の備蓄に係る財政措置を講じること。
- (12) 東日本大震災後の余震等により新たに被災した公共土木施設の復旧については、都市自治体の負担となっていることから、救済措置を講じること。

7. 鉄道・道路等の整備促進について

- (1) 地域産業の復興・再生を進めるため、鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援措置を継続するとともに、東北地方の高速道路利用料の支援措置等を継続的に実施すること。
- (2) 避難路の確保のため、鉄道との交差が必要となる場合については、踏切（平面交差）の増設が可能となるよう、規制の特例措置を講じること。
- (3) 道路の防災・震災対策等に係る事業推進のために創設された社会資本整備総合交付金（復興枠）については、平成25年度以降においても継続すること。
- (4) 被災地域の再生に必要な復興道路・復興支援道路等の道路網の整備促進を図ること。

8. 港湾の早期復旧整備と利用促進について

- (1) 多重防災型まちづくりに必要な湾口防波堤と防潮堤等の海岸保全施設等の速やかな復旧整備を図るとともに、現在整備中の湾口防波堤等についても早期の整備を促進すること。
- (2) 産業活動の拠点となる公共ふ頭の速やかな復旧及び嵩上げと港湾物流機能向上に係る施設の早期確保を図ること。
- (3) がれき等の災害廃棄物の輸送及び復興整備に係る建設資材の搬入等における

海上輸送の利用促進策を講じること。

- (4) 大水深岸壁の整備と岸壁、荷役機械及び野積場の一体的な耐震化を図ること。
- (5) 民間埠頭運営会社への財政支援制度の拡充と税制上の支援制度を創設すること。
- (6) 港隣接の公園や漁港区、背後地で進めるまちづくり事業と連携し、かつ防災機能を有する国の港湾業務庁舎の整備を図ること。

東京電力福島第一原子力発電所の事故への 対応と安全対策等に関する重点提言

東京電力福島第一原子力発電所の事故発生から1年8か月が経過したが、今なお収束の見通しが立っておらず、多くの住民が困難な状況に直面しているほか、その影響は全国に及んでいる。

現在、都市自治体は、身体や生活環境への速やかな放射線量低減を図るべく、放射能対策や放射性物質の除染対策に全力で取り組んでいる。

しかし、本来、原子力政策は、国のエネルギー政策の一環として推進されてきたものであり、その事故処理、放射能除染対応、安全対策等について、国は事業者とともに縦割りを排除し総合的かつ全面的な責任のもとに実施しなければならないものである。

よって、国は、原発事故の早期収束と完全な賠償、そして放射性物質による国民・住民生活に対する影響への対応、正確な情報の迅速な公表、原子力安全・防災対策の充実、さらには、新たなエネルギー政策の構築に向けた対応など、下記事項について国の責任と財政負担により、万全の措置を講じるよう強く要請する。

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について

(1) 原発事故に関する対応への財政措置等について

- ① 東日本大震災復興交付金の対象事業については、放射能災害対策事業などにも幅広く交付金を活用するなど制度運用の弾力化や対象事業の拡大を図るとともに、次年度以降も必要な予算を確保すること。
- ② 原発事故に伴う市税の減収分については、原子力損害賠償審査会の中間指針で原則対象外としているが、明らかに損害が発生している現状を踏まえ、財政措置を講じること。

(2) 放射性物質の除染対策について

- ① 放射性物質を含む稲わらや汚染堆肥をはじめ、浄水発生土、下水汚泥や除染に伴い生じる土壌、汚染廃棄物の処理等、減容化施設、仮置場・中間貯蔵施設・最終処分場の設置や一時保管の期間、将来にわたり影響を与えない最終処分方法について、具体的対応方針を示し、国が主体的に住民説明を行うとともに、国有地等の活用についても主体的に省庁間の調整を行うなど、責任をもって迅速に対応すること。特に除染実施計画が策定され除染作業が本格化しているこ

とから、効率的な除染を行うため除染廃棄物の明確な処理・処分方法等を早急に示すこと。また、処分場のある自治体住民の理解が得られない場合は、国の責任において処分場を確保すること。

さらに、仮置場、保管場所及び最終処分場の確保のために生じた費用について、財政措置を講じること。

- ② 地域の除染を迅速に進めるため、除染に係る研究を推進するとともに、除染方法や手順を現場にて柔軟に対応できるよう運用を見直し、除染に係る経費の対象範囲を拡充すること。

また、面的除染対策だけでなく、部分的除染対策においても技術的・財政的支援を行うこと。

- ③ 重点調査地域の指定を受けていない地域に対しては十分な情報提供と説明、放射能監視体制の強化、都市自治体が独自に実施する監視測定やマイクロホットスポットの除染及び除去土壌の処分等を行う経費に対し、財政的支援を実施すること。

また、同地域におけるホットスポットの土壌等の除染対策や保管、最終処分場への受入れ及び処分方法等についての基準の早期制定を図るとともに、除染に対する国と都市自治体の役割を明確にすること。

- ④ 焼却灰、下水汚泥、浄水発生土、土壌などの放射性物質を含む廃棄物の処理については、放射能汚染濃度に関わらず、都市自治体に負担させることなく、国の責任で処理すること。なお、国が処分することになっている 8,000Bq/kg を超える廃棄物については、早急に処分する時期を示すこと。

また、基準値以下でも各自治体単独での処分場の確保は困難であることから、国において処分場を確保すること。

- ⑤ 放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の除染実施計画策定経費について、平成 24 年度以降においても財政措置を講じること。

また、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱の見直しを行い、都市自治体を実施した除染に関連するすべての経費について、財政措置を講じること。

- ⑥ 都市自治体が除染に要した費用については、関係省庁間で連携を図り、一括して都市自治体に交付するとともに報告事務を簡素化すること。

- ⑦ 公立・私立を問わず、高校・大学における除染費用について、財政措置を講じること。

- ⑧ 除染作業等に伴い生じた剪定枝、稲わら・たい肥等の副産物や、出荷制限となった農産物等の処分について、抜本的な対策を講じること。
- ⑨ 飼料の暫定許容値引下げによって大量に発生した平成 23 年産汚染牧草の一時保管施設の設置と農家保管が長期化する場合の安全確保対策を講じること。
- ⑩ 農業系廃棄物は放射性物質濃度が 8,000Bq/kg 以下と超過するものが混在していることから、処分方法や費用負担において、8,000Bq/kg 以下の廃棄物についても指定廃棄物と同様に取り扱うこと。
- ⑪ 河川や森林の除染に関し、その具体的対応方針を示すとともに、国の責任において迅速に対応すること。
- ⑫ 河川等については、国の責任において適切なポイントを選定の上、空間放射線量の測定を実施し、公表すること。
- ⑬ 航空機・車両を利用したモニタリング調査・定点観測など、放射能に対する常時監視を継続的に実施すること。
また、農水産物などに対するモニタリングも継続的に実施し、その安全性についての的確な情報を迅速に発信すること。
- ⑭ 大気中並びに土壌の放射線量に関して、早急に運用の統一基準を示すこと。
また、測定した値が統一基準値を超えている場合、自治体及び学校等が講じべき具体的放射線量低減策を示すとともに、自治体を実施する放射線量測定及び放射線量低減策等に係る費用について、財政措置を講じること。
- ⑮ 販売できないしいたけ、使用できないほだ木の現実的な処分方法及びほだ場の効果的な除染方法を提示すること。
- ⑯ 民有地の除染について、除染費用をはじめ必要な資機材の提供、除染に関する講習の実施等、市民からの要望に応じて都市自治体が行う対策に対し、全面的な支援を行うこと。
- ⑰ 湖沼等における除染など、内水面漁業への対策を速やかに講じること。
- ⑱ 土壌、廃棄物、空間線量等に係る放射性物質の基準値について、より明確に科学的根拠に基づいた安全性を示すこと。
- ⑲ 一定地域内の一般家庭等において薪ストーブを使用した際に発生する灰の取扱基準を明確にし、放射線量による測定を可能とすること。
- ⑳ すべての除染に係る費用について、平成 24 年度以降も特別交付税の対象とするとともに、下水汚泥、浄水発生土等の処理についても算定項目に加えること。

(3) 食品の安全確保対策への支援について

- ① 給食の食材をはじめとする食の安全安心を確立するため、国と地方の役割の明確化のもと、農水畜産物等に含まれる放射性セシウム等放射性物質の検査体制を早急に確立するとともに、先んじて対応した市町村の検査に要する経費については、その全額を国において負担すること。
- ② 米の全量・全袋検査等の経費については、全額、国が責任を持って財政措置を講じるとともに、平成 24 年産米で 100Bq/kg 超の米が検出された場合の処分と賠償、さらに試験圃場で栽培された米の処分について、責任を持って実施すること。
- ③ 水田土壌の交換性カリウム濃度のための土壌診断を実施するとともに、カリ肥等放射性物質吸収抑制資材の散布に係る費用については、全ての農地を支援対象とし、国がその全額を負担すること。
- ④ 都市自治体の災害用備蓄品について国等が総合的な情報管理を行い、大規模災害における摂取制限等の緊急時において、飲料水などを効率的に被災地に届けるシステムを確立するなど、全国規模でのバックアップ体制を構築すること。
- ⑤ 最終消費段階において食品の安全性を確認するため、給食用食材の放射性物質検査の実施経費について、適切な財政措置を講じること。
- ⑥ 小中学校における学校給食の安全性を確保し、安心して提供できるよう、食品の市場流通段階におけるモニタリング検査の充実・強化及び情報の積極的かつ適切な公表を行うとともに、児童生徒に与える影響を明確にし、保護者に対する不安の解消に努めること。
- ⑦ 飲料水、食品等に係る放射性物質の基準値について、より明確に科学的根拠に基づいた安全性を示すこと。

(4) 風評被害の防止について

- ① 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質の検査体制の充実、安心・安全な食糧の認証体制の確立など、消費者の不安解消につながる措置を早急に講じること。
- ② 食品中の放射性物質について基準値を下回った農産物は安全・安心であることを、消費者に対して積極的に P R を行い、冷静な判断材料を提供すること。
- ③ セミナー・講演会の開催や各種広報媒体の活用を図るなど、放射線等に関する正しい知識の普及・啓発を行い、国民の放射線等に対する正しい理解を深め、国民の不安の解消と風評の払拭に努めること。

- ④ 風評被害払拭のため、広報・PRに対する支援、国内外からの観光誘客や大規模な国際会議等コンベンションの開催・誘致等幅広い施策を講じること。
- (5) 原発事故に伴う損害賠償の適正な実施及び迅速化について
- ① 原発事故により風評被害を受けた全ての観光業者及び商工業者や水揚げ自粛を余儀なくされる漁業者とその影響を受ける加工流通業者、農産物・農産加工品の出荷制限や出荷自粛、風評被害など全ての損害について、迅速かつ適正な賠償を行うよう、東京電力に対し強く指導すること。
 - ② 企業誘致及び土地取引における売上減少等については、幅広く賠償の対象とすること。
 - ③ 損害賠償手続きの更なる簡素化と迅速な対応を行うこと。
 - ④ 原発事故に伴って、都市自治体が実施する様々な業務・事業についても確実に賠償対象とすること。また、市民や企業が自ら除染した場合の費用については、東京電力へ直接求償する仕組みを早急に確立すること。
 - ⑤ 平成24年1月以降の自主避難等に係る損害について、目安となる累計を示すなど、手続きに混乱が生じることがないように、また被害の実態に見合った賠償がなされるように努めること。
 - ⑥ 被災者に対する総合的かつ継続的な相談体制の確保を図るため、国及び東京電力等が主体となり各種相談窓口の一元化を図るとともに、その窓口については、被災地に設置すること。
 - ⑦ 被害額の算定基準の一層の明確化を図ること。
 - ⑧ 自治体への賠償について、早急に支払基準を策定し、支払いを行うこと。
 - ⑨ 埋立処分が可能としている放射性セシウム 8,000Bq/kg以下の焼却灰などの処分等に係る費用に対して、東京電力による損害賠償の対象とするための措置を講じること。
 - ⑩ 国による財政措置が難しい部分等については、東京電力への求償方法を確立するなど、除染等をはじめとする放射能問題に係る費用の全額確保に向け、必要な対策を講じること。
 - ⑪ 災害廃棄物受入れにより生じた風評被害については、すべてを賠償の対象とすること。
- (6) 住民の健康確保について
- ① 原発被災地に不足する医師・看護師等の医療スタッフを配置するとともに、避難等指定区域以外の地域でも、医療従事者の流出による人手不足が深刻化し

ていることから、これら医療従事者の確保については、国の施策により対策を講じること。

- ② 全国に避難している住民も含めた内部被ばく検査環境の整備を早急に進めるとともに、内部被ばく検査に係る経費及び長期的な健康管理に要する全ての費用や外部被ばく量を測定するための個人線量計（バッジ式線量計）について財政措置を講じること。また、特定健診・がん検診等については、全国の医療機関において健診を受けられる制度を創設すること。
 - ③ 放射線の影響による健康影響調査について、福島県以外の地域にも実施の必要性、対象者、実施内容、実施主体などに関する統一的な基準や方針を示すとともに、必要があると認められた場合は、国の責任において調査を実施すること。
 - ④ 原子力災害の影響が少しでもあると思われる全国の自治体に安定ヨウ素剤を事前に配備するとともに、服用指示に係る情報伝達方法の再整備や安定ヨウ素剤の効果、副作用、服用時期等の住民への周知に努めること。また、子どもが内服しやすいよう薬剤の改良に早急に努めること。
 - ⑤ 子どもの育成環境整備のため、屋内運動施設や屋内遊び場の整備に係る助成制度の創設及び管理、運営に要する経費に対する財政措置の拡充を図るとともに、公立学校への空調設備（エアコン）設置費用について、全額を負担すること。
 - ⑥ 介護保険制度について、警戒区域外の地域の被保険者分の保険料及び利用者負担額の減免について、全額国庫補助の対象とすること。また、平成 24 年 2 月で減免期間が終了となった食費・居住費について、請求の遅れ等により本年度で支出することとなる償還分についても、全額国庫補助の対象とすること。
 - ⑦ 放射線の影響下での生活を強いられている住民の健康を将来にわたって守るため、最先端医療研究機関をはじめ、国等の研究機関を立地促進させること。
 - ⑧ 放射性物質が人体や環境に及ぼす影響等に係る正確な情報を一元的に管理し、放射線に関する正しい知識の啓発等を図ること。
 - ⑨ 子どもに対する健康調査について、法整備や国としての対応方針を早期にまとめるとともに、健康調査や内部被ばく検査を実施する自治体に対して財政措置を講じること。
- (7) 自主避難者等に対する生活再建支援について
- 原発事故に伴う避難等指定区域以外の地域における自主避難者等に対しても、

災害公営住宅に準じた支援措置を講じること。

(8) 産業の流出防止と支援について

- ① 産業の流出を防ぎ雇用の確保を図るため、幅広い業種の企業を対象とした、電気料金等公共料金の優遇等の優遇策を講じること。
- ② 原子力災害からの一日も早い産業復興を図るため、ふくしま産業復興企業立地補助金の予算を大幅に拡大すること。
- ③ 生活の安定、雇用の確保を目的とする復興工業団地の整備については、整備主体市町村に対して、最大限の直接的な財政措置を講じること。
- ④ 農業者戸別所得補償制度において、原発事故の影響を受けた米価については別枠で補償するなど、生産者の実情を勘案し対応すること。
- ⑤ しいたけ生産者などの甚大な被害を受けて苦境に立たされている生産者を救済するため、生産活動に対する緊急助成制度の創設など、生産再開に向けた迅速かつ万全な措置を講じること。
- ⑥ 地域経済の活性化や観光施設等の早期復旧、伝統工芸品産地の振興等に対する十分な支援を早急に講じること。

2 原子力安全・防災対策の充実について

(1) 原発事故の徹底した検証に基づく原子力発電所の安全性の確保について

- ① 福島第一原子力発電所事故の徹底した検証を実施し、原子力発電所のあらゆるリスクを考慮する等、いかなる場合においても安全が確保できるよう万全の対策を講じること。特に、安全審査指針の見直し等も含めた抜本的な対策を検討し、原子力施設の安全対策に速やかに反映させること。
- ② 原発の安全評価について慎重に評価するとともに、評価結果については、住民に分かりやすく説明すること。
- ③ 未実施の安全対策を早期に実施するとともに、活断層・破砕帯の調査実施及び使用済燃料の中間貯蔵対策の強化を図ること。

(2) 原子力防災体制の抜本的見直しについて

- ① 原子力関係施設に対する地震・津波対策など安全審査基準の強化、原子力施設から一律的な距離とせず地形・気象条件等を十分考慮した防災対策を重点的に充実すべき地域の拡大など防災体制の抜本的な見直しを行い、安全の徹底を図るとともに、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安の解消に努めること。

- ② 防災対策を重点的に充実すべき地域の拡大に伴い、同地域に含まれない原発から 30 kmを超える地域を含め、実効性のある広域的な防災対策の構築を図ること。
 - ③ 避難区域や住民避難の設定基準について、市町村の意見を十分に踏まえたうえで具体的な方針を示し、避難場所や避難ルートの確保、避難用バスなど交通手段の手配、交通規制や避難誘導における国・県・市町村・警察・自衛隊等との広域調整等を実施し、真に実効性のある原子力防災対策を構築すること。
 - ④ 住民の安全・安心確保のため、モニタリングポストや放射線測定装置、原子力防災機材などの増設・整備を適切に行うとともに、防護服の配備等に対する財政措置を講じること。
 - ⑤ 地方の地域防災計画策定に対しては、必要な判断基準等を示すとともに、防災体制整備等への財政措置を講じること。
 - ⑥ 原子力発電所に隣接する都市自治体においては、今後の原子力防災対策に多大な経費が必要になることから、適切な財政措置を講じること。
 - ⑦ 都市自治体における原子力専門職員等の配置・養成に対する支援措置を講じること。
- (3) 原発事故に対する情報伝達システムの再構築について
- ① 通常時から都道府県、市町村及び事業者間の連携を図り、危機管理体制を整えるとともに、稼働中の原子力発電所の運転状況と安全対策に関する情報が共有できるようにすること。
 - ② 原発事故に関する情報について、市町村及び住民に対して迅速かつ正確に公開・伝達するとともに、避難等に係る情報は、住民がとるべき行動や防護措置を含め、わかりやすく的確に周知徹底を図ることができるよう、情報伝達システムや避難等の行動指針を早急に構築すること。
 - ③ 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）の情報端末を都市自治体に配備すること。
- (4) 「安全協定」の位置付けの明確化等について
- 原子力施設の安全規制において、原発立地自治体が結んでいる「安全協定」のあり方を検証し、国、立地県、立地市町村、周辺市町村の役割分担と関わりを整理しつつ、安全規制上の位置付けを明確化すること。
- (5) 安定ヨウ素剤の配備及び服用について
- 安定ヨウ素剤の配備、安全かつ確実な服用方法については、事故検証を踏まえ、

薬事法等の改正も含めた実効性のある対策について明確な方針を示すこと。

(6) 原子力防災に対する立法措置及び財政措置について

広域調整を伴う原子力災害において、国、県、市町村の役割分担と責任を明確にしつつ、所要の法整備を含めた実効性のある防災体制を整備すること。

(7) 原子力発電施設以外の安全対策について

原子力発電施設以外の放射性物質を扱う事業所及び運搬時における安全対策の徹底を図ること。

3. 新たなエネルギー政策の推進について

(1) 電力の安定供給の確保等について

① 国民生活や企業活動・雇用に影響を及ぼすことのないよう、電力の安定供給の確保について国が責任を持って対処すること。

特に、スマートグリッドなどをはじめとする効率的・安定的な電力供給体制を整備促進するとともに、電気事業法に係る特定供給に関する規制緩和を図ること。

② 「自由化部門」の電気料金の引上げが企業活動に影響を及ぼすことから、料金体系の再構築を図るとともに、現在の電気料金の算定方式である「総括原価方式」の抜本的見直しを図ること。

③ 原子力発電所の再稼働における判断に当たっては、明確な安全基準に基づく万全な対策や情報提供を行うとともに、立地地域や周辺自治体等の意見を踏まえた上で慎重に行うこと。

(2) 将来にわたるエネルギー政策の推進について

① 地球環境の保全と国民の安全安心と社会経済の発展を前提として、再生可能エネルギーの推進並びに効果的・効率的かつ安定的な電力供給の確保を図るため、新たなエネルギー政策を国民的議論を尽くした上で、着実に推進すること。

また、同政策の推進に当たっては、国と地方の役割分担を明確化し、政策実現のための総合的な工程を示すとともに、都市自治体が実施する再生可能エネルギー等の普及及び温室効果ガス削減施策に対し、十分な支援を講じること。

② 全国にあるLNG貯蔵・発電機能の更なる強化を図るなど、優位性の高いLNGの更なる活用を図るとともに、供給網のインフラ整備を促進すること。

地震・津波等災害防災対策の充実強化に関する 重点提言

地震・津波等災害防災対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地震・津波対策の充実強化について

- (1) 南海トラフを震源とする連動型巨大地震の被害想定及び防災対策推進検討会議の最終報告の指摘等を踏まえ、早急に抜本的な地震・津波防災対策を策定するとともに、この巨大地震対策に関して、財政措置を含めた巨大地震対策特別措置法（仮称）を制定すること。

また、東南海・南海防災対策推進地域など、著しい地震災害が生ずる恐れのある地域について、地震防災対策強化地域の指定や関係法令の整備を行うこと。

さらに、日本海側の地震・津波の被害想定についても早急に明らかにし、総合的な対策を講じること。

- (2) 未確認断層の調査を含む地震調査研究及び津波調査研究を積極的に進めるとともに、地域防災計画の見直し及び津波の浸水予測を含む被害想定シミュレーションやハザードマップの整備等、自治体における防災体制の確立に対して積極的な支援を行うこと。また、見直しにより新たに必要となった防災対策に十分な財政措置を講じること。

- (3) GPSによる沿岸部の潮位観測体制を充実させ、潮位情報の一元的な収集・公開や、地上系回線の途絶を考慮した衛星系回線の利用等による通信体制の二重化を図る等、災害時の有用性に配慮した観測体制及びシステム全体の強化・拡充を図ること。

また、津波避難タワーをはじめ、避難路・避難案内板・海拔表示板・蓄電機能を備えた避難誘導灯など津波避難施設・設備及び、庁舎等の防災拠点施設に対して、住民が避難することに重点を置いた財政措置等を講じるとともに、防災拠点施設への新・省エネルギー機器の導入のための財政措置を講じること。

さらに、企業や住宅、避難所、庁舎・病院等の各種防災拠点施設等の高台あるいは内陸移転に係る土地利用の規制緩和など、地域の実情を考慮して柔軟に対応するとともに、財政措置の拡充・強化を図ること。

- (4) 防災拠点となる庁舎等の耐震化・老朽化対策等を強力に推進するため、庁舎、

社会教育施設や地域コミュニティ施設等の公共施設の耐震改修及び建て替えに対する、工事費の補助単価の引き上げや学校施設耐震化事業と同様な国庫補助制度の創設、緊急防災・減災事業債の発行及び償還に対する交付税措置を継続するなど財政措置の拡充を図ること。併せて、非構造部材の落下防止対策についても財政措置の対象とすること。

(5) 民間建築物の耐震化を促進するため、現行制度における補助要件の緩和及び耐震改修費用に対する財政支援策の拡充を図ること。

(6) 緊急輸送・避難機能確保のため、未整備又は脆弱な海岸・河川堤防・耐震岸壁や浮棧橋の整備、河床の浚渫等の河川・海岸・港湾防災対策を促進するとともに、津波の浸水後における強制排水設備の整備等の津波対策を推進すること。

また、臨海工業地域の民有護岸等について、老朽化した護岸の耐震・津波防護機能を確保するため、公的支援等を講じるとともに、液状化対策を含めた防災対策を強化するため、財政支援等を図ること。

(7) 液状化の発生メカニズムの解析と液状化対策の調査研究を進めるとともに、被害が発生した場合の住宅修繕への財政支援や、公共施設の復旧に向けた指針を作成すること。

(8) 東日本大震災を教訓に首都直下地震による被害を想定し、総合的な対策を講じること。

また、首都直下地震災害等が発生した場合の首都機能のバックアップについて具体化に向けた検討の推進と、検討結果の速やかな実施を図ること。

2. 防災対策の充実強化について

(1) 広域的な大規模災害に迅速・的確に対処できるよう、国の危機管理組織体制を整備し、国と自治体及び関係機関の緊密な連携により被災地を早急かつ効果的に支援できる体制を構築するとともに、「基幹的広域防災拠点」を全地域に早急に整備すること。

(2) 災害対策全般に関する情報を市町村へ速やかに伝達するシステムを整備するとともに、防災行政無線のデジタル化や戸別受信機等の設置・入れ替えなど情報伝達システムの整備の推進、財政措置の拡充を図ること。また、携帯端末等へのエリアワンセグ防災放送網の構築への財政措置を講じる等、情報伝達手段の多重化に向けた施策の推進を図ること。

(3) 地域の防災力を強化するため、災害時に必要なマンパワーの充実、危機管理部

門の強化を図る人材や防災リーダー育成支援、防災訓練実施、避難路のルート調査、ハザード・防災マップ作成及び防災教育等のソフト事業に対して財政措置を講じるとともに、適切な支援を行うこと。特に、防災教育については、地域の歴史や伝承等を踏まえ避難訓練に生かすとともに、自治体等が取り組む避難訓練をはじめとした防災・減災力の強化に対する支援制度を創設すること。

また、自主防災会が行う防災対策事業（防災用備品・備蓄食料品等の購入費、防災訓練事業費）に要する経費について、地方自治体が十分な支援を行えるよう、国は財政措置を講じること。

(4) 災害応急対策又は災害復旧に必要な備蓄物資・資材の購入及び備蓄倉庫の整備に要する経費について、必要な財政措置を講じること。また、安定した燃料の確保が図られるよう、燃料備蓄関連設備を整備すること。

(5) 富士山火山防災対策については、火山灰や融雪型火山泥流などの更なる分析、避難の実際的運用、火山情報の共有化、関係機関の連携のあり方などの調査・研究、防災対策についての検討を継続すること。また、東海地震と同様、火山情報に応じた高速自動車国道活用の防災体制や避難路・輸送路対策の整備を早急に行うこと。

(6) 竜巻など局地的な自然災害においても、現行の被災者生活再建支援制度の適用要件の緩和など、弾力的な運用を可能とする制度改正を行うこと。

また、竜巻等の突風の監視・予測技術の高度化、予想情報の公表、住民の避難手段等について必要な措置を講じるとともに、関係機関が連携し竜巻被害の調査・分析を実施し、被害対応モデルの高度化を図ること。

(7) 帰宅困難者への対策として、休憩場所の確保や事業所の社会的責務を明確化し、広域的な視点で帰宅困難者が混乱なく安全に帰宅できる手順等を制定・周知するとともに、財政措置を拡充すること。

(8) 大規模災害発生時の被災自治体への支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員の派遣などの基礎自治体間の支援に係る役割や国の財政負担など広域的な被災地支援の枠組みを早期に構築し、法律において明確に位置づけること。

(9) 緊急防災・減災事業について、平成 25 年度以降も継続するとともに、事業費を増額し、割落としがかからないように措置すること。

また、市町村が必要に応じて取り組む防災対策事業に対する財政措置を拡充すること。

3. 復旧・復興支援の充実強化について

- (1) 豪雨及び豪雪等自然災害において、市町村が負担した復旧復興事業に必要な経費については、対象事業の拡大、特別交付税による全額措置若しくは、被災地の実態を踏まえた算定方法の見直しを行うなどの財政措置を拡充すること。
また、単独災害復旧事業債、小災害復旧事業債の元利償還金にかかる交付税措置については、補助災害復旧事業債と同等の取扱いとすること。
- (2) 避難者情報の他市町村との共有について、全国避難者情報システムや国民保護法に基づく安否情報システムにLGWANを活用し、住民基本台帳ネットワーク情報を基とした全国統一の電算システムを国の責任において構築すること。
- (3) 被災証明書及び被災証明書の発行については、標準化を図り、迅速な発行が可能となるようにすること。
- (4) 被災者生活再建支援法について、自然災害における住家の被害認定基準を災害の被害の実態に見合うよう、被害認定基準等に係る指針を見直すとともに、浸水被害を支援の対象に加えるほか、財政措置を拡充すること。
- (5) 東日本大震災の被災者への特例措置同様に償還免除要件の拡大など、災害援護資金貸付制度については、借受人の困窮状態あるいは所在不明等、実情に応じた減免の適用、償還期限の延長等、弾力的な取り扱いができるようにすること。
- (6) 東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動により、市町村管理の公共基準点について改定が必要となることから、改定に伴う費用について財政措置を講じること。
- (7) 災害発生時に速やかに供給でき、また、災害後の地域の雇用確保という側面からも、地域材、地元の製材所、及び工務店等を活用した、木造の応急仮設住宅の建設を円滑に進めるための体制づくりを行うこと。

4. 消防・救急体制の充実強化について

- (1) 消防救急無線のデジタル化に対する財政措置を拡充するとともに、高速道路等の長大なトンネルに設けられた無線基地局や消防救急無線通信補助設備のデジタル化を道路管理者等が行うよう必要な措置を講じること。
- (2) 従来型の救急自動車、耐震性貯水槽、消防団通信施設など消防施設・設備等の整備による常備消防・非常備消防の機能強化・消防広域化に対する財政措置を拡充すること。

真の分権型社会の実現による都市自治の確立 に関する重点提言

基礎自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営が行えるよう、真の分権型社会の実現のための改革を積極的に推進するとともに、地方が将来にわたって安定した行財政運営を行うことができるよう、基礎自治体の意見を十分に尊重した改革を行うこと。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（第3次一括法案）の早期成立を図るとともに、基礎自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を主体的に果たせるよう、地方自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、自由度の高い制度を早期に構築すること。

2. 国・都道府県・市町村の役割分担を明確にし、「基礎自治体優先の原則」、「補完性・近接性の原理」に基づき、第2次一括法に盛り込まれた事項にとどまることなく、総合行政主体としての都市自治体に対して、本会が提案している具体的事項をはじめ、地方分権改革推進委員会の勧告を上回る権限移譲を行うこと。

また、都市自治体への権限移譲に当たっては、都市自治体が住民に身近な事務事業や地域の実情にあった特色あるまちづくりを地域において総合的・一体的に遂行できるよう、包括的に移譲するとともに、移譲された事務を円滑に実施するため必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

3. 都市自治体の自主性・自立性の強化と条例制定権の拡大を図る見地から、法令による義務付け・枠付けについては、第1次一括法、第2次一括法及び第3次一括法案に盛り込まれた事項にとどまることなく、本会が提案している具体的事項をはじめ、地方分権改革推進委員会の勧告に沿って、廃止を原則とした見直しを行うこと。

また、見直しに伴う関連法令の整備に当たっては、都市自治体が条例化等に向けて参酌・検討等が行えるよう、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じること。

4. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充するとともに、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

また、地方交付税の法定率の引上げ等により恒常的な地方交付税の財源不足の解消を図るとともに、「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」を創設すること。

5. 地方自治体の裁量権及び条例制定権等の拡大を図るため、地方自治法については、都市自治体の意見を十分踏まえ、地方自治体の組織・運営等に関する規定は大枠にとどめることを基本として、抜本的に改正すること。

また、地域の自主性を高めるとともに、地域の自律的發展に資するため、都市自治体の意見を十分踏まえた多様で柔軟性のある都市制度を構築すること。

6. 住民訴訟制度における首長等の賠償責任については、責任要件を「故意又は重大な過失があったとき」に限定するとともに、賠償額に制限を設けることについて早急に検討を行い、早期に制度改正を行うこと。

7. 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映できるようにすること。

8. 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、国と地方の協議の場など、事前に地方自治体と十分協議するとともに、地方への速やかな情報提供等を行うほか、十分な準備期間を設けること。

また、システム改修等の準備経費を含め、地方に新たな負担が生じないようにすること。

国の出先機関改革に関する重点提言

国の出先機関改革の検討に当たって、国は、次の事項について、適切な措置を講じられたい。

1. 出先機関の事務等をブロック単位で移譲する場合の受け皿となる広域的实施体制のあり方については、東日本大震災等において出先機関が果たしている役割等を踏まえ、大規模災害時等の緊急時における危機管理体制や迅速な復旧・復興をはじめとする広域のかつ機動的な対応等について、基礎自治体の意見を踏まえた具体的かつ十分な議論が必要である。

また、移譲対象事務の範囲や具体的な財源措置のあり方、さらには出先機関ごとに異なる管轄区域の整理・統合や国の関与等の重要事項について明確にされておらず、事業の実施に大きな支障が生じることが懸念されるとともに、新たに市町村の意見反映の仕組みとして加えられた「特定広域連合委員会への市町村代表の参加」においても、原則として議決権を有しない特別委員とされている等の問題がある。

については、政府は、拙速に進めることなく、地域住民の安全安心に直接責任を有する基礎自治体と引き続き十分協議を行い、その意見を反映させて慎重に検討を重ねること。

2. 一の都道府県内で完結する直轄道路・直轄河川の移管については、関係市町村長の意見を十分に聴き適切に推進するとともに、ハローワークの移管に関しては、福祉的支援と就労支援をワンストップで提供できるようになるなど大きなメリットが期待されることから、移管に向けて真摯に協議を行うこと。

地方公務員制度改革に関する重点提言

地方公務員制度改革について、国は、次の事項について適切な措置を講じられたい。

1. 現在の労使関係は、これまでの様々な努力により、ようやく安定してきているところであるにもかかわらず、なぜ今、地方公務員に協約締結権を付与する必要があるのか、理解できないところである。

また、これまで人事院と人事委員会が分担協力して実施してきている民間給与実態調査及び勧告制度は、長年にわたる議論を踏まえて構築されており、住民や議会へ説得力ある説明を可能とするとともに、労使双方の信頼に应运ってきたところである。仮にこの制度が廃止されれば、住民や議会の理解を得られることは困難となることが懸念されるとともに、職員の士気の低下や分権型社会に対応した優秀な人材の確保ができなくなり、その結果、行政サービスの低下や地域力の低下が懸念されることである。

よって、地方公務員の労働協約締結権の付与と人事院勧告制度及び人事委員会勧告制度の廃止について、地方の意思を十分踏まえ、慎重に対応すること。

2. 地方公務員の雇用と年金の接続に関する具体的な制度設計に当たっては、都市自治体の意見を十分尊重するとともに、地方の自由度が高い柔軟な制度とすること。

MV-22 オスプレイの配備及び飛行訓練に関する 重点提言

垂直離着陸輸送機MV-22 オスプレイについては、安全性に対する国民の不安が払拭されたとは言えない状況のなか、先般、地元住民、自治体に十分な説明がないまま沖縄県の普天間基地に配備され、今後は、日本全土に及ぶ国内6ルートでの飛行訓練を行うことが計画されている。

オスプレイについては、本年4月にモロッコで、また6月には米国フロリダ州で墜落事故が発生し、その安全性について大きな懸念が抱かれている。

このようなことから、国においては、国民、住民のこうした声を真摯に受け止め、オスプレイの安全性や事故原因、周辺住民への影響等について、関係自治体に対して詳細に説明を行うとともに、その配備・飛行訓練等については、関係自治体の意向を十分尊重すべきである。

また、沖縄県民は過重な基地負担を強いられており、これ以上沖縄県に負担を押し付けることがないよう強く求める。

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ） 交渉のあり方に関する重点提言

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加のあり方に関しては、国内の農林漁業に及ぼす影響を考慮し、喫緊の課題である震災からの復旧・復興、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内の農林漁業の将来にわたる基盤の確立と振興などが図られるよう十分配慮するとともに、医療・社会福祉、金融・保険、政府調達等の我が国のあらゆる産業分野、更には地域経済にも多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、国民に対する詳細な情報開示と十分な議論を尽くし、国民的な合意を得た上で、慎重に判断すること。

併せて、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」や「日本再生戦略」では、農林漁業の再生を実現するためには安定した財源が必要とされ、消費者負担から納税者負担への移行、直接支払制度改革等について具体的に検討するとされていることから、実効性のある対策を早期に明らかにするとともに、農林水産関連施策の一層の充実を図り、持続可能な力強い農林漁業を確立されたい。

都市税財源の充実確保に関する重点提言

地方分権確立の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、国は、次の事項の実現について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方交付税総額の確保と法定率の引上げ、地方共有税の創設

- (1) 都市自治体における地方単独事業を含めた社会保障給付サービスや、増大する道路・橋梁、学校等の改修費用、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う財政需要等を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。
- (2) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率を引き上げること等により解消を図ること。
- (3) 地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。
- (4) 都市自治体は、これまで給与の独自削減や人員削減を行うなど、厳しい行財政運営に取り組んできており、国家公務員の給与の削減措置について、地方財政計画や地方交付税の算定には決して反映させないこと。

2. 地方税財源の充実強化

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 都市自治体の地球温暖化対策に係る財源については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。
- (3) 自動車重量税及び自動車取得税については、都市自治体の極めて厳しい財政状況を踏まえ、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め堅持すること。

- (4) ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。
- (5) 償却資産に対する固定資産税は、資産課税としての性格を踏まえ、「機械及び装置」に対する課税や取得価額の5%を評価額の最低限度とする、現行制度を堅持すること。
- (6) 消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策として住宅借入金等特別税額控除制度の延長等を検討するに当たって、国の政策減税に伴う税額控除は所得税で行われるべきものであり、仮に個人住民税に影響を及ぼす場合にあっては、その減収補てんについて、国の責任により全額措置すること。

3. 都市自治体の意見を反映した地域自主戦略交付金の制度設計

市町村向けの国庫補助金等の地域自主戦略交付金化の制度設計に当たっては、先行する都道府県及び政令指定都市の運用状況を踏まえ、「国と地方の協議の場」等で都市自治体と十分協議し合意形成を図り、次の措置を講じること。

- (1) 総額については、従来の国庫補助金等の総額を縮減することなく、必要額を確保するとともに、当該交付金化に伴う地方債措置についても、新たな財政負担が生じることのないよう万全の措置を講じること。
- (2) 配分については、団体間・年度間の事業費の変動等の地域の実情に配慮するとともに、地方交付税制度との整合性に留意すること。
また、交付額については、積算根拠を明らかにし、予算編成等に支障が生じることのないよう、早期に明示すること。
- (3) 市町村の自由裁量拡大に寄与しない義務的な国庫補助金等や一部事務組合等に対する国庫補助金等は対象外とするとともに、予算編成等に支障が生じることのないよう、早期に対象事業等の情報提供を行うこと。
- (4) 地方の自由度を高める観点から、国の事前事後の関与を極力縮小するとともに、手続の簡素化など事務負担の軽減を図ること。
- (5) 地域自主戦略交付金はいくまでも、国と地方の役割分担に応じた適正な税源配分が行われるまでの過渡的な措置とし、その全体のスケジュールを明らかにすること。
- (6) 政令指定都市分については、対象要件の緩和など自由裁量拡大に寄与する不断の見直しを行うとともに、必要額を確保すること。

4. 公債費負担の軽減

公債費負担の軽減を図るため、平成 24 年度までの措置とされている公的資金の補償金免除繰上償還について、平成 25 年度以降も措置を延長するとともに、不交付団体も対象としたうえで、年利等の対象要件の緩和を図ること。

介護保険制度に関する重点提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担が過重とならないよう、十分かつ適切な財政措置を講じること。
2. 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
3. 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

国民健康保険制度等に関する重点提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療制度改革について

(1) 医療制度改革を実施するに当たっては、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、国の責任において安定財源を確保することにより、財政基盤の強化を図ったうえで、都道府県を保険者とし、市町村との適切な役割分担のもと、国保制度の再編・統合等を行うこと。

また、その再編・統合の時期については、早期かつ確実に実現するため、当該施行時期を明確に示すこと。

なお、新たな制度への移行に際しては、被保険者や現場に混乱を招くことのないよう、都市自治体の意見を尊重するとともに、十分な準備・広報期間を設けること。

(2) 医療制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

特に、新制度発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保すること。

また、新たなシステム設計については、新制度が円滑に運用できるよう、都市自治体の意見を十分に踏まえ、国の責任において構築するとともに、十分な準備・検証期間を確保すること。

2. 国民健康保険制度について

(1) 新制度に移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと国保の広域化を推進するとともに、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

(2) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

- (3) 特定健康診査・特定保健指導の実施率等による後期高齢者支援金の加算・減算措置を撤廃すること。
- (4) 度重なる制度改正等により、市町村の事務負担が増加していることから、事務の効率化を図ること。特に、資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるよう措置を講じること。

3. 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。

地域医療・福祉施策に関する重点提言

地域医療・福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師・看護師等の確保対策及び地域医療の充実について

- (1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心して質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、医学部を新設して地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

- (2) 医師に一定期間、地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣する仕組みについて検討すること。

- (3) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、規模の縮小及び廃止を余儀なくされている病院等に対し、適切な措置を講じること。

また、小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

- (4) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じること。

(5) 予防接種について

- ① ポリオワクチンの定期接種について、不活化ワクチン及び4種混合ワクチンの導入により都市自治体に著しい財政負担が生じていることから、国の責任において早急に財政措置を講じること。

- ② 子宮頸がん、インフルエンザ菌b型(H i b)及び小児用肺炎球菌ワクチン等の予防接種について、早期に定期接種として位置付けるとともに、十分な財政措置を講じること。

- ③ 都市自治体の公費助成や法定接種化に伴う費用負担が急激に増加することが予想されることから、既に定期接種化されている予防接種を含め、国において十分な財政措置を講じること。

- ④ 国民が等しく接種できるよう、国において十分な普及啓発を行うこと。

2. 少子化対策について

(1) 総合的な子育て支援策について

- ① 実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づき総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、確実に財源を確保すること。

また、今後、制度の詳細の検討にあたっては、都市自治体と丁寧に協議を行い、その意見を十分反映させること。

- ② 利用者、事業者及び都市自治体子ども・子育て関連3法に基づく新たな制度に円滑に移行できるよう、十分かつ適切な準備期間を確保するとともに、利用者等に対し周知に努めること。併せて、事務的経費等について必要な財源措置を講じること。

- ③ 総合的な子育て支援策の推進にあたっては、国の所管を一本化すること。

- ④ 子ども・子育て包括交付金については、都市自治体が地域の实情に応じて子育て施策を展開できるよう、最大限使途を弾力化した交付金とすること。

(2) 安心こども基金について、必要な財源を確保したうえで、平成 25 年度以降も継続するとともに、当該基金の対象事業の拡充を図ること。

(3) 児童手当等について

- ① 児童手当について、支給に係る都市自治体の負担軽減を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

- ② 児童手当からの特別徴収について、真に実効性のある制度とすること。

- ③ 年少扶養控除等の見直しに伴う地方増収分については、都市自治体が独自の施策展開を図るための貴重な一般財源であり、その使途は都市自治体の裁量に委ねること。

(4) 子どもの医療費無料化制度を創設すること。

(5) 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、恒久的な制度とすること。

3. 障害者施策の充実について

- (1) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業等について、都市自治体の超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じるとともに、障害特性等を

考慮した、障害福祉サービスや相談支援体制の充実等を図ること。

また、利用者負担について一層の軽減策を講じること。

- (2) 障害者総合支援法に基づく制度の構築に当たっては、関係者や都市自治体の意見を十分に踏まえ、障害者の生活が保障された安定的な制度とすること。

また、都市自治体、利用者及び事業者等が新制度に円滑に移行できるよう、制度設計の速やかな情報提供や準備期間の確保等に十分配慮するとともに、移行に要するシステム改修費等の諸費用について十分な財政措置を講じること。

- (3) 事業者による安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、必要な措置を講じること。

生活保護制度等に関する重点提言

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 「生活支援戦略」について

- (1) 生活保護制度の見直しを含む「生活支援戦略」を策定する際には、特に生活保護業務の実施主体である都市自治体の意見を十分に反映させること。
- (2) 生活保護制度の見直しについては、生活保護受給者が増加し続けている都市自治体の危機的状況を踏まえ、今後検討・実施するとされている各施策について、都市自治体の理解を得たうえで速やかに実施していくこと。
- (3) 新たな生活困窮者支援体系については、相当の財源とマンパワーを要することや関係機関の機能と役割の整理が必要であること等から、今後、都市自治体はじめ現場を担っている関係者と丁寧に協議を行い、理解を得たうえで構築すること。

2. 国の責任において、不正受給や貧困ビジネスを厳正に排除するなど、生活保護の適正化に向け必要な法改正等を行うとともに、稼働可能層に対する一層の就労自立支援策を講じること。

3. 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、急激な受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、財政措置を講じること。

廃棄物・リサイクル対策に関する重点提言

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 循環型社会を実現するため、拡大生産者責任の強化を図るとともに、都市自治体に配慮したより良い廃棄物・リサイクル制度を構築するべく、十分な財政措置を講じたうえで、現行のリサイクル制度の検証と併せ、新たなリサイクル制度等について検討すること。
2. 使用済小型電子機器等のリサイクル制度について
 - (1) 当該リサイクル制度の構築に当たっては、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき制度設計を行うこと。

また、都市自治体をはじめ関係者等と丁寧に協議を行い、理解を得たうえで制度設計を行うこと。
 - (2) 費用負担については、国の責任において確実に財源を確保するとともに、都市自治体に新たな財政負担が生じる場合については、国がその全額を負担すること。
 - (3) 市民や都市自治体に混乱を生じさせることなく、当該リサイクル制度を円滑に実施するため、国の責任と負担において、周到な事前準備と普及啓発・広報を行うとともに、十分な準備期間を確保すること。

義務教育施策等に関する重点提言

義務教育施策等の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設に係る耐震補強事業等に対する財政措置の強化

(1) 公立学校施設等の耐震化事業及び耐震補強事業と同一棟の改修工事等を計画的に推進できるよう、必要な財源を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。

特に、補助単価等については、地域の実態に即した見直しを行うこと。

(2) 公立学校施設について、都市自治体が新增築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、所要の予算を確保するとともに、早期に交付決定を行うこと。

また、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うなど、財政措置の拡充を図ること。

2. 分権型教育の推進について

(1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて移譲すること。

(2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。

(3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

3. 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、少人数学級の推進等に向け、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。

4. 普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童生徒に対する教員、特別支援教育支援員等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じるなど、特別支援教育の充実を図ること。

公共事業の充実に関する重点提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 災害に強い都市基盤の構築、地域経済の活性化を図るため、必要な公共事業予算を十分確保すること。
2. 社会資本整備総合交付金の充実
 - (1) 社会資本整備総合交付金については、同交付金の目指す地方の社会資本整備が計画的かつ効率的に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

また、同交付金の配分に当たっては、継続事業や年度間の事業費変動等を配慮するとともに、社会資本整備が遅れている地域、財政力の弱い地域などにおいても、必要とする事業の執行に支障が生じないように留意すること。
 - (2) 同交付金制度の運用に当たっては、都市自治体が活用しやすい仕組みにするとともに、事務の簡素化に配慮すること。
3. 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡大すること。
4. 公共施設の老朽化に伴う更新、維持補修等に対する財政措置を拡充するとともに、機能の集約化・複合化による公共施設の更新(再生)を実施する際には、省庁の規制に捉われない施設整備計画を認めること。

道路整備財源の確保等に関する重点提言

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備財源を確保するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源の充実強化を図ること。
2. 高速自動車国道、一般国道、地方道等におけるミッシングリンクを解消し、有機的なネットワークの形成や大規模災害時における代替性を考慮した円滑な交通体系の確立を図るため、道路整備に当たっては、地域の実情を十分勘案して必要な財源を確保し、早期の完成を図ること。
3. 橋梁等の道路施設の長寿命化が図れるよう、耐震化、維持補修及び架け替え等に対する財政措置の充実を図ること。

運輸・交通政策の推進に関する重点提言

運輸・交通施策の更なる推進及び地域生活交通の維持、地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 整備新幹線の利便性の向上を図るとともに、建設財源を安定的に確保し、早期開業を目指すこと。さらに、リニア中央新幹線の早期実現に向け、関係団体と連携した事業促進を図るとともに、関係自治体との調整や関連施設の整備に対する適切な財政措置を講じること。
2. 主要幹線鉄道、都市鉄道、地方鉄道及びLRT、フリーゲージトレイン等の鉄軌道の利便性の向上及び整備促進に必要な財政支援措置を講じること。
3. 地方航空路線が地方の産業・経済及び地域住民の生活に多大な影響を与えることを踏まえ、全国の航空ネットワーク及び地方路線の維持のための措置を講じること。
4. 地域公共交通活性化策への支援の充実
 - (1) 地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、真に地域が必要とする公共交通ネットワークの形成を図るとともに、必要な財政支援を講じること。

また、交通基本法を早期に制定し、関連施策の着実な推進及び財政支援措置を拡充すること。
 - (2) 地域住民の生活に必要不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線やコミュニティバス路線等に対し、安定的に維持できるよう恒久的な財政支援措置を講じるとともに、地域の実情に応じた補助要件の緩和を図ること。
 - (3) 島しょ部の生活交通として欠かせない離島航路を維持・確保していくことができるよう、離島航路整備施策の充実を図るとともに、積極的かつ恒久的な財政支援措置等を講じること。
5. 港湾・海岸の整備
 - (1) 港湾整備事業及び海岸整備事業の促進を図るため、必要な予算を確保すること。
 - (2) 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、迅速な

災害復旧等を可能にするため、ハード・ソフト一体となった港湾・海岸における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。

- (3) 海陸にわたる防災拠点として港の機能強化を推進するとともに、大規模災害発生時において、国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。

6. 漂着・漂流ごみ対策

- (1) 市町村が漂着・漂流ごみの適正処理に要した経費に対し、地域の実態を踏まえ、平成 25 年度以降における新たな財政措置を講じるとともに、海岸漂着物に係る関係法令の整備を行うこと。
- (2) 海岸漂着物処理推進法による処理責任の明確化等の趣旨に対応した措置を講じること。
- (3) 諸外国による海洋不法投棄を防止するため、日本海沿岸諸国と不法投棄防止対策や適正処理について多国間での協議を行い、責任の所在とモラルの徹底を取り決めること。

農林水産政策の推進に関する重点提言

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 農業者戸別所得補償制度の推進

(1) 農業者戸別所得補償制度の実施に当たっては、農業者等が安心して取り組むことができるよう必要な財源を確保するとともに、生産現場等が混乱することのないよう、継続的かつ効率的に実施するための関係法令を整備すること。

また、地域や品目ごとの価格・収入の変動に対するセーフティネット策を講じるとともに農地利用集積の円滑化を図ること。

(2) 制度の円滑な運用を図るため、農業者に対する説明や広報活動を充実させるとともに、都市自治体等の事務負担を軽減すること。

(3) 地域が独自に推進してきた振興作物の生産や品質向上の取組などが後退することのないよう、単価の設定など地域の実情が反映されるような制度とすること。

また、中山間地域等の小規模農家にはメリットが少なく推進が難しいことから、小規模農家にも配慮した制度とすること。

2. 人・農地プランの作成手続の簡素化を図るとともに、同プランに係る新規就農・農地集積支援制度について、対象要件を拡充し、継続的に実施すること。

特に、青年就農給付金については、現場からのニーズに十分対応できるよう、必要な財源を確保すること。

3. 農業農村整備事業の推進

(1) 農業生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備等を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の充実強化を図るとともに、必要な予算を確保すること。

また、農業生産基盤及び農村生活環境基盤等の保全管理についても計画的かつ円滑に推進できるよう保全管理に係る制度を拡充するとともに、国、都道府県、市町村、土地改良区等の役割分担のあり方を十分議論し、必要な予算を確保すること。

(2) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と

農業用施設の防災・減災対策の充実強化を図ること。

4. 牛乳消費量の伸び悩みや飼料の高騰など畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことから、配合飼料価格安定対策を推進すること。

また、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用に向けた取組を一層推進するなど、さらなる経営安定対策を講じること。

さらに、畜産農家の施設整備や家畜導入に係る支援措置を拡充すること。

5. 経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）交渉等においては、国内の農林漁業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米、小麦、乳製品等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

6. 鳥獣被害防止対策の充実強化

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、鳥獣被害防止総合対策を平成 25 年度以降も継続的な制度とするとともに、必要な予算を確保すること。

また、地域の実情に応じて弾力的な運用ができるよう事業メニューを拡充するとともに、補助率や配分基準等の見直しを行うなど、より一層の財政支援措置を講じること。

(2) 野生鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を一層推進し、安全かつ効率的・効果的な対策を講じること。

7. 森林整備対策等の充実強化

(1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林がもつ多面的機能を継続的かつ安定的に維持・発揮するために必要な財政支援措置を講じること。

(2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。

(3) 森林の保全や災害防止に当たっては、必要な財源を確保し間伐、路網整備、植栽、治山事業等を促進するとともに、森林再生に向けた財政支援措置を拡充すること。

(4) 国産材利用を推進するため、公共施設等の木造化に対する助成など、財政支援

措置の拡充を図ること。

また、再生可能エネルギーとして木質バイオマス利活用等の推進・普及のための財政支援措置を拡充するとともに、木材価格の安定対策を講じること。

8. 水産基本法に則り、水産業の経営安定・体質強化対策及び水産物の加工・流通・消費対策並びに水産資源の回復・管理対策の更なる充実強化を図るとともに、漁港をはじめとする水産基盤整備を推進するため、十分な予算を確保すること。

地域経済の活性化と雇用対策の充実等 に関する重点提言

長引くデフレに加え円高の高止まりによる産業の空洞化、激動する海外情勢は、日本経済はもとより地域経済に深刻な影響を及ぼしている。

とりわけ、製造業においては、従来から生産拠点の海外流出が続いており、こうした企業の海外流出は地域経済の衰退を招き、ひいては日本経済の停滞と雇用情勢の悪化を招く恐れがある。

よって、国は、経済・雇用対策に係る次の事項について、本年度補正予算や来年度当初予算の編成等を通じ、切れ目のない早急かつ万全の措置を講じられたい。

1. 長引く円高に対して断固たる是正措置を講じるとともに、デフレからの脱却を図り、産業の空洞化や雇用の喪失を阻止するため、中小企業等に対する資金繰りや設備投資に対する支援、税制上の優遇措置などの地域経済産業対策、雇用を維持し創出するための地域雇用対策などの緊急経済対策等を実施すること。

また、国は、成長産業への支援や高付加価値製品製造への転換企業への支援などきめ細やかな施策を総合的かつ継続的に講じるとともに、都市自治体が独自に実施する地域経済の振興策について財政措置を講じること。

2. 国内産業の流出防止と地域経済の活性化、さらには生産拠点の分散促進による災害に強い国内産業体制を構築するため、産業団地の造成・再整備、企業誘致に対する支援体制の構築や財政支援措置を実施すること。

また、企業立地が一層促進されるよう、企業立地及び進出環境の更なる改善を図ること。

3. 地域の経済・雇用の担い手である中小・零細企業を支援するため、セーフティネット保証制度の認定基準の緩和や中小零細企業保証制度の継続・拡大等の融資制度の充実や税制上の優遇措置の拡充を図ること。

4. 地域における雇用を引き続き創出するため、雇用創出基金事業について予備費や補正予算による基金の積み増しを行い、合わせて平成 25 年度以降も拡充し継続して実施すること。

また、若者キャリア開発プログラムや農林漁業の6次産業化による地域活性化を図るための意欲ある若者や女性等の農水産業への参入促進などの各種就労・就業支援事業の拡充や財政措置を充実すること。

5. 多様な分野でのエネルギー技術の革新による新産業の創出による需要の創造と雇用創出を積極的に推進すること。

6. 地球温暖化対策と環境分野への投資による景気対策の両面から省エネルギー・再生可能エネルギーの普及促進に向けた総合的な支援体制の強化を図ること。

7. 電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当分）について、交付期間の恒久化と交付限度額等の拡充を図るとともに、事務手続きの簡素化を図ること。

また、電気の安定供給に寄与する本交付金については、弾力的に活用できるよう制度の改善を図ること。

8. 外国人観光客の受入など、都市自治体が行う観光振興策に対して、総合的な支援措置を講じること。